

会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。3番、松橋一男君、10番、川村重光君から欠席する旨の報告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第4回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 盛 田 嘉 彦 君

5番 長 根 一 男 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（久田伸一君）

はい、議長。

議 長（下田敏美君）

久田議会運営委員会委員長。

議会運営委員長（久田伸一君）

報告をいたします。

去る7月27日告示となり、本日招集されました令和8年第4回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日9時30分より議会運営委員会を開催し審議した結果、本臨時会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日8月7日の1日間とすることに決定をいたしましたので、議員各位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願いを申し上げ、報告といたします。

議長（下田敏美君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日8月7日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第5号及び第6号、議案第29号の合計3件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤陽大君）

議長。

議長（下田敏美君）

町長。

町長（佐藤陽大君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第4回六戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会では、報告2件、議案1件、計3件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、舘野公園駐車場で、木の枝が強風で折れて落ちたことにより、駐車していた自家用車の一部が破損した事故の損害賠償額について、専決第11号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

報告第6号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、町道において、町管理地の木が折れて道路上に倒れたことにより、走行していた自家用車の一部が破損した事故の損害賠償額について、専決第12号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案第29号 財産の取得について申し上げます。

本案は、住基ネットCS（コミュニケーションサーバ）更新対応業務機器を購入したことについて、追認を求めるため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました案件について概要をご説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長よりご説明いたしますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

議長（下田敏美君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書は1ページから3ページとなります。

地方自治法第180条第1項の規定により、2ページからの専決処分書のとおり、損害賠償の額の決定について、令和8年7月27日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

本件事故の概要は、令和8年5月2日、六戸町大字犬落瀬字柴山の舘野公園駐車場において、木の枝が強風で折れて落ちたことにより、駐車していた自家用車の一部が破損したものでございます。

車両の時価額を限度額とし、相手方に損害賠償額26万9,000円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

報告第6号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書は、4ページから6ページとなります。

地方自治法第180条第1項の規定により、5ページからの専決処分書のとおり、損害賠償の額の決定について、令和8年7月27日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

本件事故の概要は、令和8年5月29日、六戸町大字犬落瀬字下久保174番地769付近の町道官庁街線において、町管理地の木が折れて道路上に倒れたことにより、走行していた自家用車の一部が破損したものでございます。町の過失割合を100パーセントとし、相手方に損害賠償額8万9,100円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第6号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第7 議案第29号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

副町長（円子富浩君）

はい、議長。

議長（下田敏美君）

副町長。

副町長（円子富浩君）

それでは、私から説明いたします。

議案第29号 財産の取得について申し上げます。

議案書の7ページからになります。

本案は、住基ネットC S（コミュニケーションサーバ）更新対応業務機器を購入したことについて、追認を求めるため提案するものであります。

1、取得財産、住基ネットC S（コミュニケーションサーバ）更新対応業務機器。

2、取得数量、1式。

これにつきましては、別冊補足資料のほうに詳細を示させていただいておりますので、ご参照ください。

3、取得金額、1,098万9,000円。

これは、消費税を含んでの金額でございます。

4、契約の相手方、住所、青森市古川2丁目20番3号朝日生命青森ビル7階、会社名、株式会社内田洋行ITソリューションズ、代表者名、東北支店青森営業所長、小林義雄。

5、契約日、令和7年6月6日。

6、契約方法、随意契約でございます。

本案件は、昨年度において本来議案として上げるべきところを失念してしまい、議会の議決のないまま契約し、既に完了している事案でございます。

事務方を取りまとめる立場にある副町長として深く反省するとともに、心からおわび申し上げます。今後においては、再びこのようなことのないようチェック体制の強化と、私も含め、職員の意識の引締めを図ってまいります。

また、決して議会軽視を意図したのではなく、思い込みと失念により発生したものであることをご理解いただき審議いただきますよう申し添えて、説明とさせていただきます。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8 番（高坂 茂君）

はい。

議 長（下田敏美君）

8 番、高坂茂君。

8 番（高坂 茂君）

内容はよく分かりました。

この随意契約なんですけれども、このぐらいの大きな金額であれば、もっと他の会社もあるかと思うんです。随意契約に至った経緯というんですか、そういったところの中身的なところはどのようなふうになっているか教えていただければと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 13 分）

再開（午前 10 時 14 分）

議 長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長（長谷 智君）

はい、町民課。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（長谷 智君）

昨年度の施行理由の中に、内田洋行 I T ソリューションズでしかそろえることができないサーバー等の機器であるということで 1 社随意契約という形で締結しているという伺い文書等がございます。

以上です。

8 番（高坂 茂君）

はい。

議 長（下田敏美君）

8 番、高坂茂君。

8 番（高坂 茂君）

その契約先が 1 社しかなかったというふうに理解してよろしいんですか。

町民課長（長谷 智君）

はい。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（長谷 智君）

過去の資料を見ても、見積りを取っている業者が 1 社しかございませんでしたので、この業者でしかできなかったということになろうかと思います。

以上です。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第4回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前 1 0 時 1 5 分）